

入門講座 実践編

○ Hondaの『スーパーカブ』の形状が ○ 立体商標として保護 ○

知的資産専門部会
委員長

上辻 靖夫



商標の出願は弁理士の専管業務ですが、特許庁への質権設定登録申請、商標の通常使用権設定登録申請等は行政書士が行えることは行政ひょうご(2014年1月号)でふれたとおりです。また、商標権の社内管理(使用実態の管理、ライセンス管理、知財の契約書作成等)を含めた知的財産マネジメントは、私たちが取り組むことが可能な業務ということができます。

そこで、知財マネジメントの観点から、今回の二輪自動車「スーパーカブ」の立体商標の話題を整理したいと思います。

ホンダ社のニュースリリースでは、以下のよう
に紹介しています。

「Hondaの『スーパーカブ』の形状が特許庁から立体商標として登録されることが決定しました。二輪自動車としてはもとより自動車業界としても、その乗り物自体の形状が立体商標登録されるのは日本で初めてであり、工業製品全般としても極めて珍しい事例となります。」(<http://www.honda.co.jp/news/2014/c140526.html>)



Super Cub

2014.05.26

立体商標制度は、1996年改正で導入され、1997年1月1日から運用されています。フライドチキンのチェーン店の店頭に設置されている「カーネルサンダース人形」、洋菓子店の「ペコちゃん人形」といったものが立体商標として保護されています。

今回、立体商標が話題になっているのは、そうした店頭のマスコットの的な立体キャラクターではなく、商品の形状そのものが保護されることになったためです。

商標法第2条第1項では、「商標」を以下のように定義しています。

「第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。…以下省略…」

上記のとおり「立体的形状」が商標登録の対象になることがわかります。ところが、商標法第3条第1項第3号に定める以下の場合には登録できないとしています。

「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」

商品の立体的形状を商標登録出願すると上記条
文に該当するものとして(その商品の形状を普通
に用いられる方法で表示する標章のみからなる商

標)、登録を拒絶されることが多いのです。

これに関する例外措置を定めたものが商標法第3条第2項です。

「2 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。」

これまで、商標法第3条第2項の規定を適用されて登録されたものには、以下のものがあります。

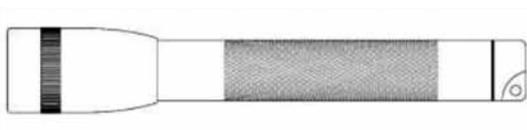
- (1)コカ・コーラ社のガラス製リターナブル瓶(コーラ飲料の容器)の形状【登録番号第5225619号】



- (2)ヤクルト社のプラスチック容器(ヤクルト飲料の容器)の形状【登録番号第5384525号】



- (3)マグ・インスツルメント・インコーポレーテッドの懐中電灯の商品形状【登録番号第5094070号】



商標法第3条第2項の「使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」というのは、人々によく知られ、「あの商品の形状は〇〇社のものだ」と広く認識してもらえるような形状になっているときは、特別に登録を認めますという趣旨となります。専門用語では「使用による特別顕著性が認められる」という表現をします。

そこで、スーパーカブについてみると、1958年に生産がはじまり、現在では160カ国以上で販売された結果、2014年3月現在で世界生産累計台数が8700万台以上を数え、世界で最も多く生産された二輪車として有名になっています。東南アジアでは模倣品も出回っているようです。

スーパーカブとミニマグライト(マグ・インスツルメント社の懐中電灯)の双方に言えることですが、商品の販売数も重要なことですが、発売時から一貫して商品形状、デザインコンセプトを守り続けていることが、特許庁の審査で商標法第3条第2項の適用を受けるにあたり重要な要素になったものと思われます。いずれにせよ、商品の形状が立体商標として登録されるには、高いハードルが設定されているものをご理解ください。

(参考)

「商品の形状」であれば普通は意匠登録制度を活用します。ところが「商品の形状」が立体商標として登録されると、更新により権利の永続化が可能となります。

ちなみに意匠の保護期間は、設定の登録の日から最長20年をもって終了します(平成19年3月31日以前の意匠登録出願については、設定の登録の日から最長15年をもって意匠権の存続期間を終了します)。